

平成 26 年 3 月 19 日

(檜葉町議) 鈴木様
xls-hashimoto 様

きなやん

檜葉町内一般住宅の除染所掌の考え方

掲題の件、法的にどの様な扱いになるか、ちょっと調べて見ました。

1. 法的根拠

<檜葉町の場合>

「計画的避難区域」「警戒区域」 : 檜葉町はこのカテゴリーに入ります。

↓

国が「特別地域内除染実施計画」を作成

↓

「除染実施者」が除染

<1~20mSv/y の区域>

「汚染状況重点調査区域」に国が指定

↓

「知事が除染計画」を作成

↓

「除染実施者」は自治体

ここで重要なのは、「除染電離則」は、上記両方に適用されるということです。

その定義は、

- ①線量率 (>2.5 μ Sv/h か 0.23~2.5 μ Sv/h)
- ②土壌の汚染レベル (>10000Bq/kg か<10000Bq/kg)
- ③粉塵濃度(>500000Bq/kg か<500000Bq/kg)
- ④「持ち出し物品」は<40Bq/cm² のであること→除染をして<40Bq/cm² にすれば規制を外れる)

2. 檜葉町の状況と上記法的根拠から見た除染作業の解釈

①檜葉町は、「計画的避難区域」に指定されている。

現在、指定解除準備区域となっている。このため除染は、国の直轄区域となる。

ここで、「家中」の除染は、その記載が無く宙ブラリンの状態となっている。

1)国の責任でやらせる。

2)家中はプライベートな空間であることから、住民の委託を受けた町が行うのは許容範囲。

そうであるならば、国の委託を受けた業者が行うのも許容範囲。

②>2.5 μ Sv/h を超える場所は少なく、ほとんどが 0.23~2.5 μ Sv/h である。

家中の線量率が<0.23 μ Sv/h であれば、家中の除染・清掃は除染電離則の規制を受けない。

③家中に土壌はそもそも無い。つまり、土壌汚染レベルの定義は使えない。

>10000Bq/kg を超える土壌を取り扱う場合に除染電離則の規制を受ける。

④「除染電離則」は、外部被ばく低減と内部被ばく防止が主であり、表面汚染密度に関する記載が極めて少ない。即ち、

1)<40Bq/cm² であれば除染電離則の規制を受けない。

2)>40Bq/cm² であれば、除染電離則の規制を受ける。

という状況です。

3. 檜葉町内における>40Bq/cm² の除染はどうなる？

2項①~④をまとめると

1)国直轄除染区域内の家中の除染は、どこが実施主体となるか？

2)>0.23 μ Sv/h を超え、かつ、>10000Bq/kg の土壌を取り扱う場合は規制を受ける。

3)>100000Bq/kg の土壌を取り扱う場合も規制を受ける。

4)>40Bq/cm² の汚染を扱う場合は、規制を受ける。

※上記 1)~4)で檜葉町に該当するのは、1)と 4)でしょうか。ゆるく解釈すれば、

1)・2)と 4)となります。

4. 結論＝「除染」は規制を受ける

そこで問題になるのは、>40Bq/cm² の汚染を扱う場合は、除染して<40Bq/cm² にすればいい訳であり、この「除染」等作業は、「除染電離則」の規制を受けるかということです。上記説明事項は全て「除染電離則」並びに「同ガイドライン」からの引用であることから、「除染」は当然除染電離則の規制を受けることとなります。

5. 木梨の意見

以上から、町が家中の除染を行うことについては法に書いていませんので調整により実施可能です。

しかし、国が敷地の延長として行うことのほうが筋論としてはあっています。

いずれにせよ、>40Bq/cm² の除染を住民が行うことは、法の趣旨の点からは「違法行為」と解釈されても仕方がないと考えます。

今、檜葉町が行わなくてはならないことは、

①家中に汚染があることを周知する。

②その除染は責任を持って「国」にやらせる（町が代行する）事を述べる。

事であり、いたずらに住民をごまかすことではありません。「家中」まで徹底的に除染やっ
てもらったという安心感を住民に持ってもらうことこそ、住民の帰還を促進することだと
考えます。

取り急ぎ、意見の送付まで。

以 上